

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

令和4年4月1日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
陸前高田市米崎町字樋の口57番1地先から字沼田58番1地先まで	m 85.9~12.1	m 1,834.3

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで